

開発行為等 許可申請手数料

山形市まちづくり政策課

事務の根拠 となる法令条項	手数料の名称	手数料額 (円)
租税特別措置法	優良宅地造成認定 申請手数料	86,000
都市計画法 第 29 条第1項 又は第2項	開発行為許可申請手数料	
	(1) 自己の居住用の住宅	
	0.1ha 未満	10,000
	0.1ha 以上 0.3ha 未満	24,000
	0.3ha 以上 0.6ha 未満	59,000
	0.6ha 以上 1.0ha 未満	110,000
	1.0ha 以上 3.0ha 未満	170,000
	3.0ha 以上 6.0ha 未満	230,000
	6.0ha 以上 10.0ha 未満	290,000
	10.0ha 以上	460,000
	(2) 自己の業務用	
	0.1ha 未満	15,000
	0.1ha 以上 0.3ha 未満	34,000
	0.3ha 以上 0.6ha 未満	88,000
	0.6ha 以上 1.0ha 未満	160,000
	1.0ha 以上 3.0ha 未満	270,000
	3.0ha 以上 6.0ha 未満	360,000
	6.0ha 以上 10.0ha 未満	460,000
	10.0ha 以上	730,000
	(3) 非自己用	
	0.1ha 未満	100,000
	0.1ha 以上 0.3ha 未満	140,000
	0.3ha 以上 0.6ha 未満	260,000
	0.6ha 以上 1.0ha 未満	350,000
	1.0ha 以上 3.0ha 未満	530,000
	3.0ha 以上 6.0ha 未満	700,000
	6.0ha 以上 10.0ha 未満	900,000
	10.0ha 以上	1,300,000

事務の根拠 となる法令条項	手数料の名称	手数料額 (円)
都市計画法第 35条の 2	開発行為変更許可手数料	
	(1) 上 限	1,300,000
	(2) 設 計 の 変 更	開発行為許可申請手数料 の 10 分の1
	(3) 区 域 の 編 入	区域編入の面積に応じて 開発行為許可申請手数料の 額
	(4) そ の 他	14,000
都市計画法 第 41 条第 2 項 ただし書	市街化調整区域等における建築物 の特例許可申請手数料	46,000
都市計画法 第 42 条第 1 項 ただし書	予定建築物等以外の 建築等許可申請手数料	26,000
都市計画法 第 43 条第 1 項	開発行為を受けない市街化調整区域内の土地に おける建築等許可申請手数料	
	0.1ha 未満	6,900
	0.1ha 以上 0.3ha 未満	18,000
	0.3ha 以上 0.6ha 未満	39,000
	0.6ha 以上 1.0ha 未満	69,000
	1.0ha 以上	97,000
都市計画法 第 45 条	開発許可を受けた地位の承継の 承認申請手数料	
	(1) 自己の住宅又は自己の業務 用で1ha 未満	1,700
	(2) 自己の業務用で1ha 以上	2,700
	(3) 非自己用	17,000
都市計画法 第 47 条第 5 項	開発登録簿の写しの交付手数料 (1枚につき)	470
都市計画法施行 規則 第 60 条	開発行為等に関する証明書の交付手 料	700